

企業集団評価で新制度

有提出会社 Yは連結評価義務付け

技術者出向 結論先送り

改正の目的

- ①公共事業の企業評価における物量・価格・労務・経費の適正な算定を確保すること
- ②生産性の向上と経営の効率化に向けた企業の努力と評価の連携を促進すること

(1)評価項目および基準の見直し

- ①売上高、利益、自己資本をバランス良く加味した規模評価(X1, X2)
 - 売上高(X1)のウェイトを0.35から0.25に、上級金額を2000億円から1000億円に引き下げ
 - X2の指標として、利益率(EBITDA)、自己資本率を評価
- ②企業家格を的確に反映した経営状況評価(Y)
 - 負債抵抗性、収益性、効率性、財務健全性、絶対的力を評価できる8指標による新たな評価体系
 - 企業家格に即した評価分布となるよう(例:小規模企業において高すぎる評価が出ないように)の評価分布を見直し
- ③より確かな技術力評価(Z)
 - 元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請売上高を評価
 - 技術力(Z)のウェイトを引き上げ
 - 法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価
 - 1人の技術者を複数職種で履修カウントすることを制限(1人2職種まで)
- ④社会的責任の果たし方によって差をつける評価(W)
 - 労働環境の状況や防災協定の締結、営業年数などについて加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評価を引き上げ
 - 法令遵守状況(建設法に基づく行政処分)を評価対象に追加
 - 経理の信頼性向上の取り組み(会計監査人の設置など)を評価

(2)虚偽申請防止の徹底

- ①虚偽申請を行ないにくい制度設計
 - 経理の信頼性向上の取り組み(会計監査人の設置など)を評価
 - 財務諸表のチェックマニュアルを作成するとともに、各項目の審査基準を外部化、明確化
- ②虚偽申請に対するペナルティ強化
 - 虚偽申請を行った場合の営業停止期間を拡大

(3)企業形態の多様化への的確な対応

- ①経営状況の連結評価
 - 連結財務諸表作成義務付け会社は、経営状況を連結決算で評価
- ②新たな企業集団評価制度の創設
 - 連結子会社の財務状況を、連結財務諸表により評価、その他の評価項目は、実際の数値で評価

(4)その他

- ①経営事項審査の活用
 - 競争参加資格審査を経営事項審査の結果だけによって行わないよう、地方自治体は主たる事項の審査を導入するためのマニュアルを作成
 - 入札参加資格審査や総合評価において経営事項審査の結果を活用
- ②申請負担の軽減
 - 経営事項審査のための提出書類を見直し、申請負担を軽減

これらの改正は08年度に審査する経営事項審査から適用

改正内容は、同日に開 集团評価制度を創設する かれた中央建設業審議会(以下「中審議会」といふ)で決定された。ワーキンググループ(W)は、親会社が公認会計士 Gの経営改正専門部会は、親会社が公認会計士 Gに提示した。当初、国交省は監査法人を会計監 査省は、グループ経営の適 査人として設置し、その 用要件を見直し、緩和の方 会計監査を受けているこ とで議論を進めていた。このほか、企業集団に含 が、全国建設業協会など まれる連結子会社の要件 地方建設業界が難色を示 したため、グループ経営 親会社が有価証券報告書 と切り離し、新たな企業 提出企業の場合、財務諸

11 関連10面

委員の主な発言

- 13日に開かれた経営事項審査 改正専門部会委員の主な発言要 旨は次のとおり。
- ◇高木敦志(丸井・スタンレー証券マネージングディレクター)
 - 「Y(経営状況)の総資本売上 総利益の寄与度が24%で高い が、企業の会計基準によって違 いが出てくる可能性がある」
- ◇鈴木康夫(大進建設社長)「防災 協定の締結を担保する仕組みが 必要」
- ◇竹島克明(清水建設総合企画部 長)「グループ内での技術者の流 動は経営上の大きなポイント だ。真面目に経営している企業 のためにも検討して成果にして もらいたい」
- ◇六波羅昭建(建設情報管理セン ター理事長)「改正案はウェイト のバランスも良く、全体として 利益や社会性の影響が高くなっ ている」

経営事項審査改正専門部会 11面参照

表といった規則に定める一定割合(例えば3分の1)を超過する場合は、親会社が有価証券報告書提出会社以外の場合、親会社が議決権の過半数を保持していることとした。

現行のグループ経営や特殊会社化経営で禁止されているケースも認め、例えば、経営を受ける子会社が建設業者であれば、親会社が建設業者以外の業種でも同制度を適用し、事業持株会社も認める。

経営者の評価は、Yだけが対象で、親会社だけでなく、建設業者が有価証券報告書の提出が義務付けられていない会社の場合、連結財務諸表で評価する。また、連結子会社の売上高が企業集団全体の売上高の一定割合(例えば5%)未満だった場合、連結子会社の単体評価が連結評価による評価に比べて低くなる。一方、各評価項目の改正は、13日に開いた4回目の部会で、経営評価は、企業規模に応じた適

正内容が、前回の経営改 正内容に比べて、Yだけが対象で、親会社だけでなく、建設業者が有価証券報告書の提出が義務付けられていない会社の場合、連結財務諸表で評価する。また、連結子会社の売上高が企業集団全体の売上高の一定割合(例えば5%)未満だった場合、連結子会社の単体評価が連結評価による評価に比べて低くなる。一方、各評価項目の改正は、13日に開いた4回目の部会で、経営評価は、企業規模に応じた適

経営改正で報告 専門部会 中央建設業審議会(国 土交通省の諮問機関)が 報告し、今秋の中央建 設業審議会が経営改正 の正式に決める。国土交 通省は2008年度から 改正後の経営を適用する 方針だ。

項目の見直しなどを盛り 込んだ報告をまとめた。 部会報告は21日にWG に報告し、今秋の中央建 設業審議会が経営改正 の正式に決める。国土交 通省は2008年度から 改正後の経営を適用する 方針だ。

部会報告を受け、当初の 目的だった公正で実態に 即した企業評価を妨げ ない評価に向け、大きな 方向性を打ち出すことが できた。適切な運用に向 け、行政の取り組みや各 発注者への指導を図って いくという。と述べた。

11 10面に部会委員の 発言要旨

ている。社会的評価にはもっと 盛り込める項目があるので検討 してほしい」

◇三浦良信(宮城県土木部長)「自 治体では入り口で虚偽を見抜く のは難しい。職員向けのチェッ クポイント集などがあればあり がたい」

◇丹羽秀夫(公認会計士「入札」ボ ンドの導入が増え、ボンド会社 が財務力をみるようになった場 合、X(完成工事高、自己資本 率など)、Y項目と重なる分が 出てくる。ボンド適用工事では これらの項目を除くなどの試行 的な取り組みも必要」

◇白石孝治(白石名義会長)「発注 者側の意識改革を進めるため、 アンケートなどで実態を把握し て公表することなども必要」